

文化政策部会の設置について

平成23年2月28日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年2月28日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、下記2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

3. 構成

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。